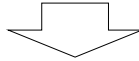


避難対策（連絡方法及び行動フロー）

《 地震災害時 》

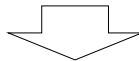
（震度 5 弱以上の地震発生・相当規模の災害発生時）

瑞穂市災害対策本部・避難所開設



（情報収集）

瑞穂市災害対策本部・・・情報収集及び活動方針の検討を行う。



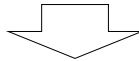
（避難情報の伝達）

※基本的には、自己知覚

・自治会・民生児童委員・消防団・市民に地震発生、避難所開設連絡

（連絡方法）

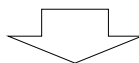
- ・防災行政無線により一斉放送、ラジオによる緊急放送
- ・市ホームページへの掲載
- ・みずほ防災メールで配信



（地震発生時の要配慮者への伝達）

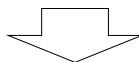
各自治会、自主防災組織や関係支援団体は、要配慮者又は避難支援者へ伝達する。

（避難行動要支援者名簿の活用）



（避難開始）

各自治会、自主防災組織において、要配慮者・避難支援者と共に一般避難者は、地域（地元）公民館、公園等に集合し、その後、必要に応じて市指定の避難所へ避難を開始する。



（避難所における安否確認）

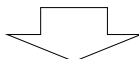
市職員等により避難住民からの安否確認状況や市内の被災状況等の情報収集を実施し、瑞穂市災害対策本部へ報告する。

（連絡方法）直通電話・FAX・防災行政無線（移動系）・Eメール等

《水害、その他の自然災害時》

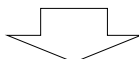
(気象予警報等により災害発生が予想される状況)

瑞穂市災害対策本部・避難所開設



(情報収集)

市災害対策本部により情報収集及び活動方針の検討



(避難情報の伝達)

- (連絡方法)
- ・防災行政無線による一斉放送、ラジオによる緊急放送
 - ・市ホームページへの掲載
 - ・みずほ防災メールで配信

☆ 避難準備情報発表基準

①各水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し(「氾濫注意情報」が発表)、さらに水位の上昇が予想される場合

②当市に洪水警報が発表された場合

(避難準備〈要配慮者避難〉の伝達文)(例)

「避難準備情報についてお知らせします。」(繰り返し)

→ (サイレン吹鳴 15 秒) → (5 秒休止) → (サイレン吹鳴 15 秒)

「こちらは、瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇(避難すべき事由)ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難準備情報を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇(避難場所の施設名)へ避難してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。」

☆ 避難勧告発表基準

①各水位観測所の水位が避難判断水位に達し(「氾濫警戒情報」が発表)、さらに水位の上昇が予想される場合

②河川管理施設の異常(漏水等破堤につながる恐れのある被災等)を確認した場合
(避難勧告の伝達文)(例)

「避難勧告についてお知らせします。」(繰り返し)

→ (サイレン吹鳴 15 秒) → (5 秒休止) → (サイレン吹鳴 15 秒)

「こちらは、瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇(避難すべき事由)ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難勧告を発令しました。直ちに〇〇(避難場所の施設名)へ避難してください。

また、避難の際は、できるだけ近所の方にも声をかけてください。」

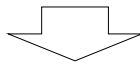
☆ 避難指示発表基準

- ①各水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し（「氾濫危険情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合
- ②破堤・越水を確認（「氾濫発生情報」が発表）した場合
- ③河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合（避難指示の伝達文）（例）

「避難指示についてお知らせします。」（繰り返し）

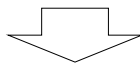
→（サイレン吹鳴 15 秒）→（5 秒休止）→（サイレン吹鳴 15 秒）

「緊急放送、緊急放送。こちらは瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難指示を発令しました。大変危険な状態です。避難中の方は、直ちに〇〇（避難場所の施設名）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。（なお、〇〇付近は冠水により通行ができないので十分注意してください。）」



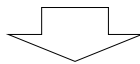
（災害発生時の要配慮者等への伝達）

各自治会、自主防災組織や関係支援団体は、要配慮者又は避難支援者へ伝達する。
（避難行動要支援者名簿の活用）



（避難開始）

各自治会、自主防災組織において、要配慮者・避難支援者と共に一般避難者は、地域（地元）公民館、公園等に集合し、その後、必要に応じて市指定の避難所へ避難を開始する。



（避難所における安否確認）

市職員等により避難住民からの安否確認状況や市内の被害状況等の情報収集を実施し、瑞穂市災害対策本部へ報告する。

（連絡方法） 直通電話・FAX・防災行政無線（移動系）・Eメール等